

青森県報

号外第五十二号
平成二十五年七月四日(木曜日)

目 次

選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合はその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合には八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙長及び同職務代理人の選任（事務局）……（同）……二

参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び同職務代理人の選任（事務局）……（同）……一

参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時……（同）……二

参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時……（同）……二

参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載場所……（同）……三

参議院青森県選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時……（同）……三

参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……（同）……三

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十九号

平成二十五年七月三日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合はその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合には八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十一条第一項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十一号）第八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年七月四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顕

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数
二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四二二、九六二人

参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……（同）……四
参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……（同）……四
参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額……（同）……四
参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時……（同）……四
参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時……（同）……四
参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時……（同）……四

十万を超える場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万を合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十分の一を乗じて得た数と四十分を合算して得た数)に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十分を合算して得た数)

一四三、五一〇人

三 县議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十分を合算して得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十分を合算して得た数)に六分の一を乗じて得た数と四十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十分を合算して得た数)

東津軽郡選挙区 七、五九六人
西津軽郡選挙区 六、一二四人
南津軽郡選挙区 六、七四六人
北津軽郡選挙区 八、一二六人
上北郡選挙区 二八、五五三人
三戸郡選挙区 二一、〇一六人
青森市選挙区 八三、三一七人
弘前市選挙区 五〇、九一三人
八戸市選挙区 六五、七六六人
黒石市選挙区 九、九六〇人
五所川原市選挙区 二〇、二五〇人
十和田市選挙区 一七、九二五人
三沢市選挙区 一一、一九六人
むつ市選挙区 二三、五二〇人
つがる市選挙区 一〇、一五九人
平川市選挙区 一二、五三三人

青森県選挙管理委員会告示第五十号

平成二十五年七月二十一日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

平成二十五年七月四日

青森県選挙管理委員会告示第五十一号

平成二十五年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び選挙分会長に事故があり、又は選挙分会長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

平成二十五年七月四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

柿崎光顯	弘前市大字桜ヶ丘四丁目	上山貢	三戸郡五戸町大字倉石又重字古川代三〇の二
氏名	住所	氏名	住所

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

新岡千覚	選挙分会長			選挙分会長職務代理人
	氏名	住所	氏名	
北津軽郡中泊町大字福浦	櫻田 静子	黒石市大字浅瀬石字清川一四四		
字浦島四七				

青森県選挙管理委員会告示第五十二号

平成二十五年七月二十一日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙会場所及び日時を、公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)第七十七条第一項の規定

で、同令第八十一条の規定により告示する。

により次のとおり定めたので、同法第七十八条の規定により告示する。

平成二十五年七月四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顕

一 場所 青森市中央一丁目一一の一八
ラ・プラス青い森三階「ブリムラ」

二 日時 平成二十五年七月二十三日 午前十一時

青森県選挙管理委員会告示第五十三号

平成二十五年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により次のとおり定めたので、同法第七十八条の規定により告示する。

平成二十五年七月四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顕

一 場所 青森市中央一丁目一一の一八
ラ・プラス青い森三階「ブリムラ」

二 日時 平成二十五年七月二十三日 午前十一時三十分

青森県選挙管理委員会告示第五十四号

平成二十五年七月二十一日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における選挙長及び選挙分会長の事務を行う場所を次のとおり定めたので告示する。

平成二十五年七月四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顕

ただし、平成二十五年七月四日における選挙長の事務を行う場所は次のとおりとする。

場所	所在地
青森県庁西棟八階大会議室	青森市長島一丁目一の一

青森県選挙管理委員会告示第五十五号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年十一月自治省告示第百六十五号）第十四条第一項の規定により、平成二十五年七月二十一日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを次のとおり行つので告示する。

平成二十五年七月四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顕

くじを行う場所

くじを行う日時

青森市長島一丁目一の一 青森県選挙管理委員会事務局	平成二十五年七月四日 午後五時十分
------------------------------	----------------------

青森県選挙管理委員会告示第五十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百六十九条第五項及び公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）第一百三十条の規定により、平成二十五年七月二十一日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙公報に掲載する順序を決めるくじを次のとおり行つので告示する。

平成二十五年七月四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顕

場所	所在地
青森県選挙管理委員会事務局	青森市長島一丁目一の一

くじを行う場所

くじを行う日時

二 日時	一 場所
平成二十五年七月十八日 午後五時二十分	青森市長島一丁目一の 青森県選挙管理委員会事務局

(発行所 青森市 青長・島 一行人 森目一 番一 県号
(印刷所 青森市 東二 奥間販 印町人 刷三丁 株式 会社七 社号

定価小口一枚二付十五円一錢

毎週月・水・金曜日発行